

(平成26年10月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月28日は35万円、17年7月29日は40万円、同年12月29日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月28日
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月29日

私は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録には、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

申立期間において賞与が支給された記憶があるので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持するA社からの給与振込先銀行が発行した取引推移一覧表及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書により、申立期間において、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、事業主は、申立期間に係る賞与について、申立人から厚生年金保険料を控除した旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る標準賞与額については、前述の取引推移一覧表の記録及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 35 万円、申立期間②は 40 万円、申立期間③は 50 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

私は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が給付に反映されない記録となっている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社におけるオンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

一方、B厚生年金基金の申立人の厚生年金基金加入員台帳及び事業主が提出した申立人に支給した申立期間の賞与に係る支払命令案から、申立人が申立期間において賞与の支給を受けたことが認められる。

また、複数の同僚が所持する申立期間に係る賞与明細書により、これらの同僚は、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、事業主は、申立期間に係る賞与について、申立人から厚生年金

保険料を控除した旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記厚生年金基金加入員台帳、支払命令案及び同僚の賞与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額から、6万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）への提出を失念し、当該保険料を納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 9092

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年1月25日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月25日から同年2月25日まで
② 昭和44年9月25日から同年10月1日まで

私は、申立期間においてA社に継続して勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された申立人に係る経歴表及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C事業所から同社B事業所に異動、その後同社B事業所から再び同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答及び一緒に異動したとする同僚の記録から、申立期間①及び②当時、申立人は同社B事業所に在籍していたことが推認できることから、申立人の同社B事業所の資格取得日を昭和44年1月25日、資格喪失日を同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和44年2月及び同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得及び資格喪失に係る届出を誤って行ったことを認めている上、A社が保管している申立人に係る同社B事業所における「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、厚生年金保険の資格取得日が昭和44年2月25日、資格喪失日が同年9月25日となっていることが確認できることから、事業主が同年2月25日を厚生年金保険の資格取得日、同年9月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 1 月 25 日

ねんきん定期便を確認したところ、A社（現在は、B社）における平成23年1月の役員賞与の記録が無い。

厚生年金保険料が控除されている申立期間の賞与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びB社から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書から確認できる保険料控除額及び賞与額から150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 9094

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和49年4月1日に、A社から、所在地も社長も同一のB社に異動となり、仕事内容も変わらず継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、「資格喪失日を誤って届け出た。」と述べている上、社会保険事務を担当していた者は、「資格喪失日を誤って届け出たが、厚生年金保険料は控除していた。」と述べている。

さらに、同僚は、「社員全員、申立期間においても仕事内容及び勤務場所に何ら変更が無かったので、社名が変わっただけという認識であった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和49年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、適用事業所ではなくなった日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した8人全員が、同年4月1日にB社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社の事業主及び複数の同僚がこれらの者が申立期間においても同社に勤務していた旨述べていることから、同社は、申立期間においても適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、54万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 20 日

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた申立期間の賞与に係る記録が無い。日本年金機構から、当該賞与について、同僚の記録が訂正された旨の手紙が届いたので、調査の上、私の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事務担当者が提出した申立期間の賞与に係る資料には、申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されている。

また、申立人と同様に、上記の資料に記載されている複数の同僚の賞与額及び厚生年金保険料控除額は、当該同僚が所持する賞与明細書に記載されている金額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の資料に記載されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、54万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は資料が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 9096

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月19日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 9097

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 29 日から 36 年 6 月 10 日まで
私は、申立期間においてA社に勤務していた。厚生年金保険の記録では、申立期間は、脱退手当金として支給済みとなっているが、受給した記憶は無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額及び支給月数に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月半後の昭和36年11月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。